

令和5年第2回臨時会

上士幌町議会議録

令和5年 5月9日 開会

令和5年 5月9日 閉会

上士幌町議会

令和5年第2回上士幌町議会臨時会会議録目次

令和5年5月9日

出欠席議員	1
職務のため出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
臨時議長の紹介	3
議員自己紹介	3
町長の挨拶及び説明員の紹介	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
仮議席の指定	5
議長の選挙	5
副議長の選挙	8
議席の指定	12
会議録署名議員の指名	13
会期の決定について	13
常任委員及び議会運営委員の選任について	14
常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任について	14
議会運営委員会の報告	15
日程の追加について	16
議長の常任委員の辞任について	17
十勝圏複合事務組合議会議員の選挙	18
とかち広域消防事務組合議会議員の選挙	19
北十勝2町環境衛生処理組合議会議員の選挙	20
行政報告	21
承認第1号及び承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
同意第3号の上程、説明、採決	28
議案第23号及び議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
会議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	34

議会だより編集特別委員の選任について……………	3 5
議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長の選任について……………	3 5
会議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	3 6
役場庁舎等整備調査特別委員会の委員長及び副委員長の選任について……………	3 7
閉会中の継続調査の申出について……………	3 8
閉会の宣告……………	3 8
署名議員……………	4 0

5 月 9 日

令和 5 年 第 2 回 上 士 幌 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

招 集 年 月 日	令和 5 年 5 月 9 日									
招 集 の 場 所	上 士 幌 町 議 会 議 場									
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和5年 5月9日 午前10時00分					臨時議長	江波戸 明		
	散 会	令和5年 5月9日 午後 4時45分					議 長	小 椋 茂 明		
応 (不応) 招議員並びに 出席及び欠席議員 出 席 11名 欠 席 0名 欠 員 一名 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 △公 公務欠席 遅 遅 刻 早 早 退	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	
	1	早 坂 清 光	○	7	渡 部 信 一	○				
	2	松 岡 聡 美	○	8	馬 場 敏 美	○				
	3	斉 藤 明 宏	○	9	西 原 正 行	○				
	4	中 村 哲 郎	○	10	江波戸 明	○				
	5	田 邊 静 香	○	11	小 椋 茂 明	○				
	6	山 本 和 子	○							
会 議 録 署 名 議 員	2 番 松 岡 聡 美 議 員				3 番 斉 藤 明 宏 議 員					
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	杉 本 章			議 会 事 務 局 主 査	大 原 拓 人				
地方自治法第121条 の規定により説明のた め出席した者の職氏名	町 長	竹 中 貢			商 工 観 光 課 長	名 波 透				
	副 町 長	杉 原 祐 二			建 設 課 長	渡 部 洋				
	会 計 管 理 者	青 木 弘 彦			教 育 委 員 会 教 育 長	小 堀 雄 二				
	総 務 課 長	船 戸 竜 一			教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	須 田 修				
	企 画 財 政 課 長	宮 部 直 人			教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	田 中 義 朗				
	ゼ ロ カ ー ボ ン 推 進 課 長	佐 藤 泰 将			教 育 委 員 会 幼 児 教 育 課 長	有 賀 孝 行				
	デ ジ タ ル 推 進 課 長	梶 達			農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉 永 雅 一				
	町 民 課 長	(会 計 管 理 者 兼 務)			消 防 課 長	西 垣 隆 泰				
	保 健 福 祉 課 長	新 井 英 次 郎			代 表 監 査 委 員	根 本 広 実				
農 林 課 長	林 峰 之									

令和5年第2回上士幌町議会臨時会

議事日程

令和5年5月9日（火曜日）

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 選挙第 1号 議長の選挙
- 日程第 3 選挙第 2号 副議長の選挙
- 日程第 4 議席の指定
- 日程第 5 会議録署名議員の指名
- 日程第 6 会期の決定について
- 日程第 7 常任委員及び議会運営委員の選任について
- 日程第 8 常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 9 選挙第 3号 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙
- 日程第10 選挙第 4号 とかち広域消防事務組合議会議員の選挙
- 日程第11 選挙第 5号 北十勝2町環境衛生処理組合議会議員の選挙
- 日程第12 行政報告
- 日程第13 承認第 1号 専決処分の承認について
- 日程第14 承認第 2号 専決処分の承認について
- 日程第15 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第23号 財産の取得について
- 日程第17 議案第24号 財産の取得について
- 日程第18 議案第25号 令和5年度上士幌町一般会計補正予算（第2号）

（追加日程）

- 追加日程第 1 議長の常任委員の辞任について
- 追加日程第 2 会議案第 1号 議会だより編集特別委員会の設置について
- 追加日程第 3 会議案第 2号 役場庁舎等整備調査特別委員会の設置について
- 追加日程第 4 閉会中の継続調査の申出について

◎臨時議長の紹介

○杉本 章議会事務局長 改めまして、おはようございます。

さきの上土幌町議会議員選挙におきまして、見事当選の榮譽に輝き、誠におめでとうございます。

本日の議会臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行っていただくことになっております。

ただいまの出席議員の中で江波戸明議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

江波戸明議員、議長席にご着席願います。

(年長議員、江波戸明議員 議長席に着く)

○臨時議長(江波戸 明議員) ただいま紹介されました江波戸明です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

◎議員自己紹介

○臨時議長(江波戸 明議員) このたびの選挙におきまして、お互いに当選の榮譽を担って議席を得たものでありますが、本町の議会基本条例を実行する大事な任務を持っているのではないかと思います。本日初対面の方もおりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

2番の方から順次、自己紹介をお願いいたします。

(2番目の議席の議員から、順次自己紹介を行う)

◎町長の挨拶及び説明員の紹介

○臨時議長(江波戸 明議員) 次に、竹中町長からご挨拶をいただきたいと思ひます。

あわせて、本日、議案説明のために出席している方々のご紹介をお願いいたします。

竹中町長。

○竹中 貢町長 ただいま議長から発言の許しを得ましたので、統一地方選挙後の初議会に当たりまして、一言ご挨拶を述べさせていただきます。

各位には、このたびの統一地方選挙におきまして、町民から無投票の信任を得て、見事に当選の榮に浴されました。心よりお喜びを申し上げます。おめでとうございます。

今回の統一地方選挙では、コロナ禍やロシアのウクライナ侵略という、ともに世界を震撼させる事案や、将来の国力に直結する人口減少と少子化問題への対応など、課題山積の中での選挙となりました。

本町においても、コロナ禍や死生学的なリスクの下で、食料、エネルギー、資源価格の急騰により、暮らしや酪農業をはじめとする産業に大きなダメージを与えているところでもあります。新型コロナウイルスの感染法上は昨日5月8日に第5類に引き下げられましたが、引き続きウィズコロナ、アフターコロナへの対応を図っていく必要があります。

一方、コロナ禍であっても、SDGs未来都市、第1回脱炭素先行地域、さらには、デジタルなど次世代高度技術を活用した取組が、世界が抱える地球温暖化防止への確かな布石として、持続可能なまちづくりに希望をもたらすものと考えておりますが、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりへの課題は山積しております。

これらの課題を解決するために、二元代表制の地方自治体の下で、行政と議会がお互いに役割を発揮し、信頼と密接な連携によってまちづくりを進めることが肝要と考えております。

まちづくりに情熱を持って果敢に挑戦された議員各位に敬意を払うとともに、議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げ、選挙後、初議会に当たっての挨拶とさせていただきます。おめでとうございます。

○臨時議長（江波戸 明議員） 杉原副町長。

○杉原祐二副町長 副町長の杉原でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、私のほうから説明員の紹介をさせていただきます。

紹介された方は、その場で起立して挨拶をお願いいたします。

（杉原副町長から参与席の課長等を紹介する）

○臨時議長（江波戸 明議員） 竹中町長をはじめ、ご協力ありがとうございました。

◎開会の宣告

○臨時議長（江波戸 明議員） 引き続き、議案に入っていきたいと思います。

ただいまより、令和5年第2回上土幌町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時09分）

◎開議の宣告

○臨時議長（江波戸 明議員） これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の配付のとおりであります。

(午前10時09分)

◎仮議席の指定

○臨時議長（江波戸 明議員） 議事日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎議長の選挙

○臨時議長（江波戸 明議員） 日程第2、選挙第1号議長の選挙を行います。

議長の選挙に先立ち、上士幌町議会基本条例第16条の規定により、議長の職を志願する議員の所信表明の機会をここで設けたいと思います。

議長の職を志願する議員の方々の挙手をお願いいたします。

所信表明を行う議員を確認いたします。10番、小椋議員です。

所信表明は議席番号順で行いますが、1名でありますので、それでは小椋議員、よろしくお願ひしたいと思います。

○10番（小椋茂明議員） 上士幌町議会議長選挙に立候補するに当たりまして、所信表明をさせていただきます。

今回初めて設定した議長選挙に先立って行うこの所信表明が実現できたことは、当議会にとっても大きな前進であり、議員はもとより、町民にとっても透明性のある議長選挙になると思っています。そして、今この場に立てていることに、心から感謝申し上げたいと思います。

今回の町議会議員選挙、残念ながら無投票という結果になってしまいました。本来、町議会議員は選挙によって選ばれるべきであり、今後に向けて、議員の成り手不足解消に進めてきた町村の例を大いに参考にして取り組みたいと思っています。

また、前期より進めている常任委員会における休会中の所管事務調査も、引き続き積極的に行っていただきたいと思っています。

これからまちづくりに向けて課題は数多くありますが、肥料・飼料高騰、エネルギー・物価上昇、庁舎改修、公園整備など、数多くの課題や事業がありますけれども、これらに対し、町民の声に耳を傾け、共に歩み、行政と議会が両輪のごとく一体となって取り組まなければならないと思います。

その先導役の議長として、中立・公平・公正の場を堅持することはもちろん、議会改革につなげ、町政発展の上に立ち、信託に応える所存であります。皆様のご賛同とご支

持を賜りますようお願い申し上げます、私の所信表明とさせていただきます。

○臨時議長（江波戸 明議員） 再度確認いたします。ほかにごいませんか。

（「なし」の声）

○臨時議長（江波戸 明議員） ないものと認め、以上で議長の職を志願する議員の所信表明を終わります。

それでは、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○臨時議長（江波戸 明議員） ただいま議場を閉鎖いたしました。

ただいまの出席議員は11名であります。

次に、立会人の指名を行います。

お諮りいたします。

会議規則第32条第2項の規定に基づき、立会人に渡部信一議員及び馬場敏美議員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○臨時議長（江波戸 明議員） ご異議なしと認めます。

よって、立会人に渡部信一議員及び馬場敏美議員を指名いたします。

次に、事務局職員から投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○臨時議長（江波戸 明議員） ただいま担当者から投票用紙の配付が行われましたが、投票用紙の配付漏れはございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声）

○臨時議長（江波戸 明議員） 配付漏れはないと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○臨時議長（江波戸 明議員） 投票箱には異状なしと認めます。

投票に入る前に、念のために申し上げます。投票は単記無記名でございます。所信表明にかかわらず、全ての議員が被選挙人となります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票してください。

それでは、点呼を命じます。

局長が議席番号と議員の氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

(事務局長氏名を点呼、投票)

○臨時議長(江波戸 明議員) ただいま順番に投票願いましたが、投票漏れはございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声)

○臨時議長(江波戸 明議員) 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人の渡部信一議員及び馬場敏美議員に開票の立会をお願いいたします。

(開票、計算)

○臨時議長(江波戸 明議員) 引き続き、選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 11票

無効投票 ゼロであります。

有効投票のうち

小椋茂明議員 10票

山本和子議員 1票であります。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、小椋茂明議員が議長に当選いたしました。おめでとうございます。

ただいま選挙の結果について報告いたしました。

引き続き、議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(江波戸 明議員) ただいま議長に当選されました小椋茂明議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、議長に当選したことを告知いたしますので、ご承知願います。

小椋茂明議員。

○10番(小椋茂明議員) 当選の告知をいただきましたので、この際、就任の挨拶をさせていただきたいと思っておりますので、お取り計らいをお願いいたします。

○臨時議長(江波戸 明議員) ただいま小椋茂明議員から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

小椋茂明議員。

○10番(小椋茂明議員) 一言、議長就任のご挨拶を申し上げます。

初代、鈴木泰助議長に始まり、このたび議員各位のご推挙を賜り第23代議長に就任したことは大変光栄であり、深く感謝申し上げたいと思います。

議員2期目の私が議長に就くことは、今までの慣例からするとあり得ないことかもしれませんが、いい意味でこれまでの常識にとらわれることなく、これからの議会がどうあるべきか、議員各位のご指導、ご鞭撻をいただきながら、身を挺して最善の努力を尽くし、中立公正を堅持し、かつ、円滑な議会運営に取り組み、職責を果たしていく決意であります。

当議会は、令和4年4月1日より、長年の懸案事項であった上士幌町議会基本条例を施行しました。これは、議会の公平性、透明性を確保するとともに、分かりやすい議会、開かれた議会を目指し、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、制定したものです。議員各位とともに、町民全体の福祉の向上と豊かなまちづくりの進展に努めていく所存であります。

また、第6期上士幌町総合計画は2年次目を迎え、将来目標であるまちづくりテーマ「未来につなぐ 笑顔かがやく 元気まち上士幌」の実現に向け、6つの基本目標を柱に、行政と議会がともに持続可能なまちづくりを進めていきたいと思っております。

本町の発展を目指し、職責を全うする覚悟でありますので、重ねて皆様のご協力をお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（江波戸 明議員） これをもって、選挙第1号議長の選挙を終わります。

以上で臨時議長の職務は全部、おかげさまで終了いたしました。

議員各位のご協力に心から感謝申し上げます。

小椋茂明議長、議長席にお着き願いたいと思います。

○臨時議長（江波戸 明議員） ここで暫時休憩といたします。

(午前10時28分)

○議長（小椋茂明議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時29分)

◎副議長の選挙

○議長（小椋茂明議長） 日程第3、選挙第2号副議長の選挙を行います。

副議長の選挙に先立ち、上士幌町議会基本条例第16条の規定により、副議長の職を志願する議員の所信表明の機会をここで設けたいと思います。

副議長の職を志願する議員の方々の挙手をお願いします。

所信表明を行う議員を確認します。4番、山本和子議員、5番、早坂清光議員であります。

所信表明は議席番号順で行います。

それでは、最初に、4番、山本和子議員。

○4番（山本和子議員） 私は、今回の副議長選挙に当たり、立候補を決意いたしました。この間、コロナ禍ということもあり、町民にとっては、行政の動きがなかなか見えづらい、また、行政側にしますと、コロナ禍であっても様々な町政のスピードを緩めるわけにはいかず、むしろ、デジタル化等政策を含め、スピードは速くなっているように私は感じています。こういう中、今後のまちづくりは、今行っている事業や新たな課題もたくさんあります。より一層、町民とともにまちづくりをしていく必要があると私は考えています。

町民の要求実現、また、町政のチェックも議会では必要な課題となっています。そのためには、議会の果たす役割は一層大きくなっています。私は、議会運営に当たり、議会規則等を遵守し、公正、民主的な議会運営になるよう議長をサポートする考えです。

また、昨年策定しました上士幌町議会基本条例に基づき、より町民に開かれた議会、議会活性化に向けて、一層、議員各位の声を尊重しながら進めていきたいと考えています。

以上、副議長選挙に当たり、立候補の決意を述べました。議員各位の賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小椋茂明議長） 次に、5番、早坂清光議員。

○5番（早坂清光議員） 上士幌町議会議員選挙後の初議会における副議長選挙に当たり、立候補の意思を明らかにするとともに、私の今後の議会活動の方向性を明確にし、また、議会の透明性を一層高めるため、所信表明をいたします。

今回の統一地方選挙後半の町村議会議員選挙では、道内100の町村で選挙の年となりましたが、48町村が無投票となり、定数割れも11町村となりました。本町においても、定数どおりの立候補者数となり、無投票となりました。地方自治の担い手に歯止めがかからない危機的状況ということや、二代表制という中で、議会の行政への監視機能が弱まる懸念などのマスコミ報道等がされています。本町も例外ではありません。今後、議員間討議等を通じ、本町の現状の分析と担い手の拡大に向けた取組が重要と考えております。

また、この間、本町議会では、議会改革の一環として、町民により開かれた身近な議会を目指し、町民の皆様との意見交換会の開催や、議会運営に係る諸制度、ルール、シ

ステムの見直しなどを諸先輩、同僚議員の皆様と進めてきました。昨年4月には上士幌町議会基本条例を施行したところですが、さらなる改革、進化に向けて、議員間の意見交換、討議も深めていくことが大切と思っています。

今日の行政課題は、人口減少、少子化対策、諸物価が高騰する中での町民の暮らしと、農業をはじめとする地域経済を守る取組、子育て・教育、保健・福祉、医療・介護の充実、脱炭素化やデジタル化、地域コミュニティの在り方等々、多岐にわたる課題が山積しています。行政も議会も、これまでに増して町民の声や思いにしっかり耳を傾けた対応が強く求められていると認識しております。

最後に、地方自治における二代表制の一翼を担う議会として、各議員の皆様とともに、効率的で有効、有益な行財政運営となるよう行政監視機能を高めるとともに、副議長として議長を補佐し、その職責を全うし、公正中立な議会運営に努めることをお誓い申し上げ、副議長選挙立候補の所信表明といたします。ありがとうございます。

○議長（小椋茂明議長） ほかにございませんか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ないものと認め、以上で副議長の職を志願する議員の所信表明を終わります。

それでは、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（小椋茂明議長） ただいまの出席議員は11名であります。

次に、立会人の指名を行います。

お諮りします。

会議規則第32条第2項の規定に基づき、立会人に渡部信一議員及び馬場敏美議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 異議なしと認めます。

よって、立会人に渡部信一議員及び馬場敏美議員を指名いたします。

次に、事務局職員から投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（小椋茂明議長） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 投票用紙の配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検をいたします。

（投票箱点検）

○議長（小椋茂明議長） 投票箱は異状なしと認めます。

投票に入る前に念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。所信表明にかかわらず、全ての議員が被選挙人となります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票してください。

それでは、点呼を命じます。

局長が議席番号と議員の氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

（事務局長氏名を点呼、投票）

○議長（小椋茂明議長） 投票漏れはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終了します。

これより開票を行います。

立会人の渡部信一議員及び馬場敏美議員に開票の立会いをお願いします。

（開票、計算）

○議長（小椋茂明議長） 選挙の結果を報告申し上げます。

投票総数11票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち有効投票 11票

無効投票 0票であります。

有効投票のうち

早坂清光議員 10票

山本和子議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、早坂清光議員が副議長に当選いたしました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（小椋茂明議長） ただいま副議長に当選されました早坂清光議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、副議長に当選したことを告知いたしますので、ご承知おき願います。

早坂清光議員。

○5番（早坂清光議員） 当選の告知をいただきましたので、この際、就任の挨拶をさせていただきますと思います。お取り計らいをお願いいたします。

○議長（小椋茂明議長） 副議長に当選されました早坂清光議員から発言を求められていますので、これを許します。

早坂清光議員。

○5番（早坂清光議員） ただいま、議長より副議長当選の告知を賜りました。議員皆様方のご支援を賜り、身に余る光栄であります。心から厚くお礼を申し上げます。

先ほど、選挙に当たり所信表明をさせていただきました。所信表明で述べさせていただきましたとおりでございますが、議会として、今後のまちづくり、地方自治の担い手づくりが大切であると思っております。さらには、町民の皆様との意見交換の在り方をはじめとする議会改革をさらに進めていく必要があると思っております。

また、今日的な山積する行政課題に対しては、皆様と議論を深め、議会機能をしっかり働かせていかなければなりません。時代変化が激しく、スピード感を持った対応も求められる時代を迎えています。

未熟な私ではありますが、副議長として議長を補佐し、その職責を全うし、上士幌町の発展と町民福祉の向上に寄与してまいりたいと考えております。どうか今後とも議員各位のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（小椋茂明議長） これをもって、選挙第2号副議長の選挙を終わります。

◎議席の指定

○議長（小椋茂明議長） 日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定に基づき、議長において指定することになっております。

ここで暫時休憩といたします。

(午前10時48分)

○議長（小椋茂明議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時04分)

○議長（小椋茂明議長） 議席番号と議員氏名を局長からお知らせいたします。

○杉本 章議会事務局長 それでは、議席番号と議員氏名をお知らせいたします。

1番 早坂清光 議員	2番 松岡聡美 議員
3番 斉藤明宏 議員	4番 中村哲郎 議員
5番 田邊静香 議員	6番 山本和子 議員
7番 渡部信一 議員	8番 馬場敏美 議員
9番 西原正行 議員	10番 江波戸 明 議員
11番 小椋茂明 議員	

なお、上土幌町議会議員席、説明員席指定一覧表の座席表も、一番上の現在日が令和4年7月1日現在になっていますが、本日令和5年5月9日現在であります。後ほど、改めたものを配付いたしたいと思っております。大変申し訳ありません。

以上です。

○議長（小椋茂明議長） ただいま局長が朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

議席が決定しましたので、それぞれただいま指定しました議席にお着き願います。
その間、暫時休憩といたします。

(午前11時05分)

○議長（小椋茂明議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時07分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（小椋茂明議長） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において2番、松岡聡美議員、3番、斉藤明宏議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（小椋茂明議長） 日程第6、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（小椋茂明議長） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

ここで休憩といたします。再開は5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

(午前11時08分)

○議長（小椋茂明議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時42分)

◎常任委員及び議会運営委員の選任について

○議長（小椋茂明議長） 日程第7、常任委員及び議会運営委員の選任についてを議題といたします。

常任委員及び議会運営委員の定数は、委員会条例第2号各号及び第4条の2第2項に規定されております。

常任委員及び議会運営委員の選任の方法については、委員会条例第7条第4項の規定に基づき、議長が指名し、会議に諮って選任することとなっております。

それでは、指名いたします。

初めに、総務文教厚生常任委員に、斉藤明宏議員、田邊静香議員、山本和子議員、渡部信一議員、馬場敏美議員、小椋茂明議員の6名を指名いたします。

次に、産業経済建設常任委員に、早坂清光議員、松岡聡美議員、中村哲郎議員、西原正行議員、江波戸明議員の5名を指名いたします。

次に、議会運営委員に、早坂清光議員、斉藤明宏議員、中村哲郎議員、馬場敏美議員、江波戸明議員の5名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしましたとおり、常任委員及び議会運営委員に選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（小椋茂明議長） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、常任委員及び議会運営委員に選任することに決定いたしました。

◎常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任について

て

○議長（小椋茂明議長） 日程第8、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員

長の選任についてを議題といたします。

常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第8条第2項の規定に基づき、議会において、それぞれの委員会の委員の中から選任することとなっております。

お諮りします。

委員長及び副委員長の選任の方法については、先ほどの委員選任の方法と同様、議長が指名し、会議に諮って選任することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) 異議なしと認めます。

よって、委員長及び副委員長の選任の方法は、議長が指名し、会議に諮って選任することに決定いたしました。

それでは、議長から指名いたします。

総務文教厚生常任委員長に馬場敏美議員、同じく副委員長に山本和子議員。

産業経済建設常任委員長に中村哲郎議員、同じく副委員長に西原正行議員。

議会運営委員長に斉藤明宏議員、同じく副委員長に江波戸明議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名したとおり、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長に選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長に選任することに決定いたしました。

ここで休憩といたします。再開は5分前の予鈴をもってお知らせします。

(午後 1時46分)

○議長(小椋茂明議長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時11分)

◎議会運営委員会の報告

○議長(小椋茂明議長) ここで、議事運営について議会運営委員長の発言を求めます。
議会運営委員長、3番、斉藤明宏議員。

○**議会運営委員長（斉藤明宏議員）** 議会運営委員会よりご報告申し上げます。

議会運営委員会は、休憩中に委員会室において議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、日程第9以降の議案の審議方法について審議いたしました。

この際、協議内容についてご報告申し上げます。

1点目ですが、先ほど、総務文教厚生常任委員に選任されました議長から、休憩中に常任委員の辞任願が提出され、併せて会議案第1号議会だより編集特別委員会の設置について及び会議案第2号役場庁舎等整備調査特別委員会の設置についてを提案することといたしました。

これら特別委員会の委員長及び副委員長は、あらかじめ議会運営委員会において協議しておりますので、議長の指名により選任いたしますので、ご承知おきを願います。

また、今後の議会運営に対し、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項について閉会中の継続審査の申出を行うべく、各委員会で決定しております。

このため、追加議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおりであります。

追加日程第1、議長の常任委員会の辞任については、議事日程の順序を変更し、日程第9の前に審議することといたします。

また、追加日程第2以降につきましては、当初の議事日程の審議終了後に行うことといたしますので、ご承知おきを願います。

2点目ですが、日程第13、承認第1号及び日程第14、承認第2号の専決処分の承認については、関連がありますので、2件を一括上程及び質疑を行い、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

3点目は、日程第15、同意第3号は人事案件でありますので、同意第3号の提案前に本会議を休憩とし、休憩中に全員協議会を開催いたしますので、ご承知おきを願います。

4点目ですが、日程第16、議案第23号及び日程第17、議案第24号の財産の取得については関連がありますので、2件を一括上程及び質疑を行い、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

以上をもって、議会運営委員会の議事運営報告を終わります。

◎日程の追加について

○**議長（小椋茂明議長）** お諮りします。

ただいま議会運営委員長より報告がありましたように、お手元に配付のとおり、議事

日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議事日程に追加することに決定いたしました。
ここで暫時休憩といたします。

(午後 3時15分)

(議長、副議長と交代)

○副議長(早坂清光議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時16分)

◎議長の常任委員の辞任について

○副議長(早坂清光議員) 先ほど総務文教厚生常任委員に選任されました議長から、休憩中に常任委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。

追加日程第1、議長の常任委員の辞任について、議事日程の順序を変更して、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○副議長(早坂清光議員) ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、議長の常任委員の辞任については、議事日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、議長の常任委員の辞任についてを議題といたします。

議長は、その職責上、地方自治法第105条の規定に基づき、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を考慮するとき、1個の委員会の委員として所属することは適当ではなく、行政実例においても議長については辞任を認めているところであります。

また、議会運用例第108条において、議長は議会の同意を得て当該常任委員を辞任することができるものとなっており、これにより、議長は総務文教厚生常任委員を辞任したいとするものであります。

お諮りいたします。

議長の常任委員の辞任について、これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○副議長（早坂清光議員） ご異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員の辞任については、これを許可することに決定いたしました。
ここで暫時休憩いたします。

（午後 3時18分）

（副議長、議長と交代）

○議長（小椋茂明議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時18分）

◎十勝圏複合事務組合議会議員の選挙

○議長（小椋茂明議長） 日程第9、選挙第3号十勝圏複合事務組合議会議員の選挙を行います。

本件については、十勝圏複合事務組合規約に、組合議員は、事務組合を組織する各市町村の議会において議会議員の中から互選された者1名とする旨の規定がございます。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、十勝圏複合事務組合議会議員に、議会運用例第44条の2の規定に基づき小椋茂明を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました小椋茂明を十勝圏複合事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、私、小椋茂明が十勝圏複合事務組合議会議員に当選いたしました。

ただいま十勝圏複合事務組合議会議員に、私、議長が当選となりましたので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、十勝圏複合事務組合議会議員に当選したことを告知し、本席からこれを応諾申し上げます。

以上で、十勝圏複合事務組合議会議員の選挙を終わります。

◎とちかち広域消防事務組合議会議員の選挙

○議長（小椋茂明議長） 日程第10、選挙第4号とちかち広域消防事務組合議会議員の選挙を行います。

本件については、とちかち広域消防事務組合規約に、組合議員は、事務組合を組織する各市町村の議会において議会議員の中から互選された者1名とする旨の規定がございます。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、とちかち広域消防事務組合議会議員に、議会運用例第44条の2の規定に基づき小椋茂明を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました小椋茂明をとちかち広域消防事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、私、小椋茂明がとまち広域消防事務組合議会議員に当選いたしました。

ただいまとまち広域消防事務組合議会議員に、私、議長が当選となりましたので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、とまち広域消防事務組合議会議員に当選したことを告知し、本席からこれを応諾申し上げます。

以上で、とまち広域消防事務組合議会議員の選挙を終わります。

◎北十勝2町環境衛生処理組合議会議員の選挙

○議長（小椋茂明議長） 日程第11、選挙第5号北十勝2町環境衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

本件については、北十勝2町環境衛生処理組規約に、組合議員は、事務組合から組織する各市町村の議会において議会議員の中から互選された者4名とする旨の規定がございます。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、北十勝2町環境衛生処理組合議会議員に、斉藤明宏議員、山本和子議員、江波戸明議員、小椋茂明議員の4名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました斉藤明宏議員、山本和子議員、江波戸明議員、小椋茂明議員を北十勝2町環境衛生処理組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました斉藤明宏議員、山本和子議員、江波戸明議員、小椋茂明議員が北十勝2町環境衛生処理組合議会議員に当選いたしました。

ただいま北十勝2町環境衛生処理組合議会議員に当選されました斉藤明宏議員、山本和子議員、江波戸明議員、小椋茂明議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定に基づき、北十勝2町環境衛生処理組合議会議員に当選したことを告知いたしますので、ご了承願います。

斉藤議員。

○3番(斉藤明宏議員) 当選の告知をいただきましたので、この際、当選議員を代表して就任のご挨拶をさせていただきたいと思っておりますので、お取り計らいをよろしく願いいたします。

○議長(小椋茂明議長) 当選されました斉藤明宏議員から代表して発言を求められておりますので、これを許します。

斉藤明宏議員。

○3番(斉藤明宏議員) 北十勝2町環境衛生処理組合議会議員の当選の承諾のご挨拶を申し上げます。

ただいま議長からの組合議会議員の当選の告知を賜りましたので、これを応諾いたします。微力ではありますが、町議会を代表いたしまして、その任に当たる所存でございます。

今後とも議員各位のご協力をお願い申し上げまして、組合議会議員の当選承諾のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(小椋茂明議長) 以上で、北十勝2町環境衛生処理組合議会議員の選挙を終わります。

◎行政報告

○議長(小椋茂明議長) 日程第12、行政報告を議題といたします。

説明員より報告の説明を求めます。

竹中町長。

○竹中 貢町長 人事異動の発令について報告いたします。

このたび、令和5年4月1日付及び5月1日付で、別紙の上士幌町事務分掌一覧表のとおり、人事発令を行ったので、ご報告を申し上げます。

新規採用職員については、4月1日付で一般事務職員5名、技術職員2名、合計7名を採用し、企画財政課、町民課、保健福祉課、農林課、商工観光課、教育推進課、生涯学習課に配属しております。

また、5月1日付で技術職員1名を採用し、建設課に配属しております。

一般の人事異動については、4月1日付で全体で20名の発令を行っており、内訳としましては、町長部局が15名、教育委員会事務局が5名であります。異動職員の内訳としましては、主幹職1名、主査職13名、担当スタッフが6名であり、昇格につきましては、主幹職に1名、主査職に5名の昇格発令をしております。

なお、北十勝2町環境衛生処理組合につきましては、士幌町より新たに主査職1名の派遣を受け入れていることを併せて報告いたします。

以上、人事発令についてのご報告を申し上げます。

○議長（小椋茂明議長） 報告の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

10番、江波戸明議員。

○10番（江波戸明議員） 今、町長のほうから現在の人事の状況について報告いただきました。

4月段階で、欠員とか不十分とか、協力隊の問題とか、欠員になっている部分について、これは現在ある程度埋まっているのかどうか、まちづくりにやっぱり中心になる役場職員の人員の配置というのは、非常に町民にとっても大切な位置づけかと思えますけれども、その点の確認だけさせてください。

○議長（小椋茂明議長） 杉原副町長。

○杉原祐二副町長 職員のほうの欠員の状況でございますけれども、保健師が退職した部分について、現在1名募集をしているところでございます。

それと、SDGsの関係、脱炭素の関係で1名募集しておりまして、こちらのほうについては、今、面接までいっているところでございます。

以上でございます。

○議長（小椋茂明議長） そのほか質疑ありますか。

6番、山本和子議員。

○6番（山本和子議員） 町長のほうからの人事異動に関する行政報告ではないことについて質問したいと思うんですが、議長のお取り計らいをお願いしたいんですが。

○議長（小椋茂明議長） 暫時休憩します。

（午後 3時30分）

○議長（小椋茂明議長） 会議を再開します。

（午後 3時30分）

○議長（小椋茂明議長） ただいまの件は、後ほどということで処理したいと思います。
そのほか質疑ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ないようなので、以上で行政報告に対する質疑を終結します。
これをもって、行政報告を終わります。

◎承認第1号及び承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小椋茂明議長） 日程第13、承認第1号専決処分の承認について、日程第14、承認第2号専決処分の承認について、以上2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

宮部企画財政課長。

○宮部直人企画財政課長 ただいま上程されました承認第1号及び承認第2号専決処分の承認について、一括してその提案理由と内容をご説明申し上げます。

初めに、承認第1号からご説明いたします。

今回ご承認をお願いします専決処分は専決処分書のとおりでございますが、1点目は、資料として提出しております承認第1号関係をご参照願います。

水道事業特別会計が令和5年4月1日から公営企業会計に移行することに伴い、3月31日をもって打切り決算となりますが、この時点におきまして、資金不足が生じることが判明いたしました。

各会計における資金の流れについて図示しておりますが、左上の表に記載のとおり、令和4年度水道事業特別会計におきまして、3月31日に5,800万円の資金不足が生じます。これは、5月末に借入れを予定している令和4年度の地方債の収入が、この時点ではないためです。5月には収入がありますので、実際の歳出に対して歳入が不足するわけではありませんが、資金不足状態で3月31日に決算が確定してしまうことを回避するため、右上の表のとおり、一般会計から水道会計への操出金で補填するため、予算の追加の必要が生じました。

なお、5月末の地方債借入時に一般会計への返済を行い、操出金に戻し入れることとしております。

次に、専決処分に記載の理由の2点目につきましては、令和5年3月30日に十勝大雪森林組合より500万円、ホクレン農業協同組合連合会帯広支所より100万円の企業版ふるさと納税によるご寄附がありました。

受領した寄附金は、ふるさと納税・地方創生基金へ積立てを行い、翌年度以降、活用させていただくものとしておりますが、年度末の急な申出であったため、積立金の予算に不足が生じることとなりました。

以上、2点の理由から、一般会計予算の補正を必要といたしますが、町議会を招集する時間的余裕がないために、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日付をもって専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

処分内容は、令和4年度上士幌町一般会計補正予算（第11号）をご覧ください。

第1条第1項で、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を95億7,556万円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を第1表 歳入歳出予算補正によるものとしてあります。

事項別明細書4ページをご参照願います。

歳入は、地方交付税を5,800万円、寄附金を600万円、それぞれ増額補正したものであります。

次に、5ページ歳出をご参照願います。

2款総務費の総務管理費、ふるさと納税・地方創生基金積立金として600万円、4款衛生費の保健衛生費、水道会計操出金として5,800万円をそれぞれ増額補正したものであります。

次に、承認第2号につきましてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保に係る経費について、早急に予算補正を必要といたしますが、町議会を招集する時間的余裕がないために、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年4月3日付をもって専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

処分内容は、令和5年度上士幌町一般会計補正予算（第1号）のとおりであります。

第1条第1項で、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ815万6,000円を追加し、歳出予算の総額を91億3,351万1,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を第1表 歳入歳出予算補正によるものとしてあります。

事項別明細書は4ページをご参照願います。

歳入は、国庫支出金の国庫負担金を522万8,000円、国庫補助金を292万8,000円増額補正したものであります。

次に、5ページ、歳出をご参照願います。

4款衛生費の保健衛生費、新型コロナワクチン接種体制確保事業として815万6,000円を増額補正したものであります。

以上、提案理由と内容についてご説明申し上げました。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小椋茂明議長） 提案説明が終わりましたので、これより承認第1号及び承認第2号による質疑を行います。質疑ありますか。

6番、山本和子議員。

○6番（山本和子議員） これ、両方一括に、承認1号と2号、別々じゃなくて、一括になりますか、質問。そうしたら、一括で質問いたします。

承認第1号の水道会計の関係なんですけど、水道企業が今年から、令和5年度から変わったということで緊急的なことなのか、令和6年度以降はこういうことがないように、地方債等についてもきちんと年度内に、年度内に来ることはないと思うんですが、その辺の処理はどうなるのかと質問いたします。

それと、もう1点は、企業版ふるさと納税の関係で600万円緊急に入ったということなんですけど、これ、一般的に入れておいて、今後の使い方については今後の課題になるのか質問いたします。

○議長（小椋茂明議長） 渡部建設課長。

○渡部 洋建設課長 特別会計の関係でございます。

今まで、特別会計につきましては一般会計と同じ出納整理期間というものを設けておりました、令和4年度については、特別会計ということで、出納整理期間においてその辺りを整理できるものということで誤認識していた部分でございます。5月に借入れをした際には、そのまま同額を全て戻し入れるという形で、今回については処理できるというところでございます。

今後につきましては、やはり企業会計には出納整理期間という概念がございませんので、3月31日でどうしても切れてしまうということで、事業費のほうをしっかりと見込んだ上で、3月までに借入れを行っていくというような処理をすべきであろうというふうに考えてございます。

○議長（小椋茂明議長） 宮部企画財政課長。

○宮部直人企画財政課長 企業版ふるさと納税の活用する方法についてお答えいたします。

お話ありました600万円につきましては、先ほど説明したとおり、基金に積立てをいたしまして、今後、それを繰り入れた形で事業に活用させていただく予定です。

○議長（小椋茂明議長） 6番、山本和子議員。

○6番（山本和子議員） 先ほどの水道事業の特別会計の関係なんですが、3月31日までに地方債の関係、入れられたら全然問題ないと思うんで、それができるのかどうか、その辺の確認をしたいのと、もしそういうことがずっと続くのであれば、続かなきゃいけない、続くことになると思うんですが、年度内というか、3月31日までに地方債の関係を水道のほうに入れることが可能なのかどうか、その辺はテクニックなのか、その辺はちょっと確認したいと思うんですが。

○議長（小椋茂明議長） 渡部建設課長。

○渡部 洋建設課長 いわゆる、今まで、3月に事業費が確定してから、それを見越して借入れの申込みをするというような形だったんですが、ある意味、概算とまでは言わないんですが、事業費をきちっと見込んだ上で3月に借り入れるということは可能でございますので。

○議長（小椋茂明議長） そのほか質疑ございませんか。

8番、馬場議員。

○8番（馬場敏美議員） 専決処分書、承認第2号について、ちょっとお伺いいたします。

この議題につきましては、令和5年3月14日に総文のほうで説明された部分だというふうに認識しております。このときの予算額が1,084万5,000円ということで説明あったと思うんですけれども、今回の補正計上で815万6,000円になっています。4分の1ぐらい減額されているんですけれども、中身を見ますと、委託料が非常に大きく減額されているところなんですけれども、委託料の中でも3項目ぐらいに分かれているんですけれども、減額になった理由と、3項目ぐらいに分かれている中のどの部分がこのような減額になっているのか、ちょっと理由をお聞きしたいと思います。

それと、このように減額になったことによって、この予算、必要経費の確保ということで、8月分までの接種という説明があったと思うんですけれども、この辺については変更がないのかどうか、そこを含めて2点確認したいと思います。

○議長（小椋茂明議長） 新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長 まず1点目ですけれども、こちらのほう、3月14日の常任委員会のときには、想定人数を人口を勘案しまして、1,700人ということで接種回数、計上させていただいたんですけれども、その後、昨年秋の接種の実績を基に再算定した

ところ、1,400人の見込みで8月までいけるのではないかということで、こちらのほうを減額させていただいております。

大きく下がった部分につきましては、委託料の中の接種委託料、これは病院のほうに、お医者さんの方々にお支払いする委託料となっております。

あと、2点目ですけれども、こちらのほう、8月までの分ということで見込んでございます。

以上です。

○議長（小椋茂明議長） 8番、馬場敏美議員。

○8番（馬場敏美議員） 接種希望者の実績を見ると少なくなったということなんですけれども、全国的に見ても、接種希望者がだんだんと、1回、2回、3回、4回と従って少なくなってきているという、そういう情報があるんですけれども、この辺は上士幌町においても当てはまるんでしょうか。その辺、お伺いしたいと思います。

○議長（小椋茂明議長） 新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長 これまで6回、接種続けてきてございますけれども、特に65歳以上で見ますと、初回から2回に関しましては九十数%という、ほぼ受けた方が受けていらっしゃったのかなと考えてございます。その後、回数を重ねるごとに、希望者という方はどんどん減ってきてございます。

今回の計上した金額につきましても、大体6割強の方が接種するだろうという見込みで予算計上させていただいております。

○議長（小椋茂明議長） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ないようなので、これをもって承認第1号及び承認第2号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に、承認第1号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 討論がありませんので、これより承認第1号の採決を行います。お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

次に、承認第2号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) 討論がありませんので、これより承認第2号の採決を行います。
お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に議会全員協議会を開催いたしますので、理事者及び議員の皆さんは委員会室
にお集まりお願いいたします。

なお、再開は5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

(午後 3時46分)

○議長(小椋茂明議長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時17分)

◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長(小椋茂明議長) 日程第15、同意第3号教育委員会委員の任命についてを議題と
いたします。

議案の朗読を省略し、直ちに町長から提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

○竹中 貢町長 ただいま上程されました同意第3号教育委員会委員の任命について、提
案理由と内容をご説明申し上げます。

教育委員会委員のうち1名が退職したことにより、欠員となったため、その後、その
後任委員を任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

氏名、内海美千代氏、住所及び生年月日は記載のとおりであります。

以上、同意第3号教育委員会委員の任命について、提案理由と内容のご説明を申し上
げました。ご審議の上、ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(小椋茂明議長) 提案説明が終わりましたが、本件は人事案件でありますので、
質疑及び討論については、議会運用例第105条の2の規定により、これを省略いたしま
す。

これより直ちに同意第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) 異議なしと認めます。

よって、同意第3号は原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第23号及び議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小椋茂明議長) 日程第16、議案第23号財産の取得について、日程第17、議案第24号財産の取得について、以上2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

林農林課長。

○林 峰之農林課長 ただいま上程されました議案第23号及び議案第24号財産の取得について、2件を一括して、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

初めに、議案第23号についてご説明申し上げます。

現在、ナイタイ高原牧場では、給餌作業や除ふん作業などを5台の大型ホイールローダーで行っておりますが、うち1台については平成19年製であり、製造から16年が経過していることや、稼働時間が2万時間を超えていることから、老朽化が著しく、更新が必要な状態となっております。

このたびの更新に当たり、新たに取得しようとする車両については、予定価格が1,000万円以上であり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決が必要なことからご提案させていただくものであります。

議案第23号をご覧ください。

このたび取得しようとする財産の種類は、物品(車両)であります。

財産の内容はホイールローダー(3.2立米級)1台で、規格や仕様は、既存車両の仕様等を考慮した上で指定管理者と協議し、決定しております。

取得金額は2,362万8,000円で、取得の相手方は、帯広市西24条北一丁目3番4号、コマツ道東株式会社帯広支店、支店長、山中重幸であります。

見積合わせ執行日は、4月3日、十勝管内の取扱業者2者を選定し執行しております。

物品の納入期限は、令和6年3月31日であります。

続きまして、議案第24号についてご説明申し上げます。

現在、ナイタイ高原牧場では、預託牛の給餌作業を自走式の飼料用ミキサー2台、それから、牽引式のミキサー1台で行っておりますが、今回更新しようとする自走式ミキサーについては、使用時間が9,000時間を超えており、更新の目安となる8,000時間を経過していることや、老朽化が著しいことから、新たな機械の導入が必要な状態となっております。

このたびの更新に当たり、新たに取得しようとする車両については、予定価格が1,000万円以上であり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決が必要なことから、ご提案させていただくものであります。

議案第24号をご覧ください。

このたび取得しようとする財産の種類は、物品（車両）であります。

財産の内容は飼料用自走式ミキサー1台で、主な仕様は、容量22立米、パーティカルタイプの海外製品となっており、規格や仕様は、既存車両の仕様等を考慮した上で指定管理者と協議し、決定しております。

取得金額は4,620万円で、取得の相手方は、札幌市手稲区新発寒5条一丁目5番1号、株式会社キセキ北海道、代表取締役、土屋勝であります。

見積合わせ執行日は、4月3日、十勝管内に修理、メンテナンス等のサービス拠点のある2者を選定し執り行っております。

なお、輸入納入期間については、ウクライナ情勢に伴う鋼材不足や国際輸送の混乱などの影響を受け、令和5年度内の納入が難しい状況となっております。このことから、このたびの契約の締結に当たりましては、債務負担行為の議決に基づき、令和6年度にまたがる契約を締結することとし、物品の納入期限を令和7年3月31日までといたします。

以上、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、財産の取得について提案理由と内容をご説明させていただきました。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小椋茂明議長） 提案説明が終わりましたので、これより2件を一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） これをもって2件に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論を行います。

初めに、議案第23号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) 討論がありませんので、これより議案第23号の採決を行います。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) 討論がありませんので、これより議案第24号の採決を行います。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小椋茂明議長) 日程第18、議案第25号令和5年度上土幌町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

杉原副町長。

○杉原祐二副町長 ただいま上程されました議案第25号令和5年度上土幌町一般会計補正予算(第2号)の内容についてご説明申し上げます。

このたびの補正総額は435万3,000円の追加補正となっております。

補正後における全会計の予算総額を114億6,958万8,000円とするものであります。

それでは、予算書の1ページをご覧ください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ435万3,000円を追加し、総額を91億3,786万4,000円とするものです。

歳出における追加補正の内容ですが、5ページをご覧ください。

1点目は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業253万2,000円であります。この事業は、国において、低所得の子育て世帯に対し児童1人当たり5万円を給付す

る内容であります。

2点目は、新型コロナワクチン接種体制確保事業182万1,000円です。

この補正内容は、令和2年度、3年度において、ワクチン接種費用を概算で国から交付を受けておりましたが、このほど精算事務が完了し、返還金が生じることから、補正を行うものでございます。

以上が補正予算内容であります。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表のとおりであります。

また、事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、一般会計の補正予算につきましてご提案申し上げました。よろしくご審議を賜り、ご可決くださりますようお願いを申し上げます。

○議長（小椋茂明議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第25号を一括して質疑を行います。質疑ありますか。

6番、山本和子議員。

○6番（山本和子議員） 歳出の低所得者の子育て世帯生活支援金の給付事業については、これは5万円支給ということで国のほうのお金 comes 来んですが、その直後に、いわゆる低所得者について、住民非課税等に対する給付金も出すよと国のほうは言っているんですが、それについての今後の取組についてどうなっているのか質問したいんですが、既に、いろんな町村、ちょっと調べてみたんですが、国からのお金が来ているかどうか、それはちょっと分からないんですが、組むのに予算がなければ組めないかと思うんですが、既に5月、要するに、令和4年度の住民税、令和5年度の住民税非課税となると、すぐには、令和5年度については算出根拠がなかなか難しいと思うんですが、既に5月中に必要な書類を発送して6月中に支給を開始するというような自治体もあるように、調べた中であるんですが、その辺の段取りについて、今後どのようにしていくのか質問いたします。

○議長（小椋茂明議長） 新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長 おっしゃる質問は、多分、非課税世帯の3万円の事業でよろしいですか。こちらのほうは、コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の事業になるかなと思いますけれども、こちらのほうは、今後、5月の常任委員会でお諮りさせていただいて、6月の議会で提案させていただく予定でございますけれども、この内容につきましては、実は、自治体の考え方で進めてくれというふうにならざるを得ないから指示がありまして、うちの町では、今考えているのが、令和5年度の住民税が非課税世帯を

対象にするということで、今、検討中でございます。

○議長（小椋茂明議長） 6番、山本和子議員。

○6番（山本和子議員） 町村によって、どこを基準にするかという基準日から、それから令和4年なのか令和5年なのか、いろんな町村によって多分違いが出てくるんだろうと思うんですが、そのときに、できるだけ該当する方が幅広くなるように、結構テレビ等、マスコミ等でこんなことを言っていますので、どうなるんだとよく聞かれるんですが、聞かれても、実際に町としてどういう対応をするのか聞いていないものは言えないし、お金が、支給条件によっては金額も、多分予算が違ってくるんだろうと、その辺の関係については、子育て関係の5万円については、おおよそ予算は決めていて分かると思うんですが、その辺、どんなふうに予算が国から来るのかと、それと、私が調べた中では、子育ての5万円はもらう5万円で、さらに3万円が上積みされるというような報道もあるんですが、対応する世帯について、その辺はどうなのか質問いたします。詳細が全然分からないので、その辺を、5月の委員会にかけられて6月だとなかなか、ちょっと遅いので、その辺を概要がまだ定まっていないのかどうか、町としての対応が定まっているのかどうか確認したいと思います。

○議長（小椋茂明議長） 新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長 実は、自治体によっては、令和4年度の住民税非課税世帯の方にも対象ということで事務を進めているところもございますけれども、国からの交付金の算定の方法としましては、あくまでも令和5年度の住民税非課税世帯に対して支給した部分だけが国から来るということになってございます。

それ以外の部分につきましては、またほかの臨時交付金を使いまして、新しいメニューも5月の委員会にお諮りしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（小椋茂明議長） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ないようですので、これをもって議案第25号に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第25号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 討論がありませんので、これより議案第25号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎会議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小椋茂明議長) 追加日程第2、会議案第1号議会だより編集特別委員会の設置についてを議題といたします。

会議案の朗読を省略し、直ちに提案者である3番、斉藤明宏議員から提案理由の説明を求めます。

斉藤明宏議員。

○3番(斉藤明宏議員) ただいま上程されました会議案第1号議会だより編集特別委員会の設置についての提案説明を申し上げ、議員各位のご賛同を賜りたいと思います。

この会議案は、議会運営委員会において協議、検討し、議会運営委員全員のご賛同を得ましてご提案申し上げるものであります。

この会議案第1号議会だより編集特別委員会の設置についてであります。議会だよりを通じて、町民の議会活動への理解を深めていただくため、分かりやすく親しみのある編集方法などを調査研究する必要があり、特別委員会を設置することが重要であると思うところであります。

なお、特別委員会の設置に伴う委員の選任及び正副委員長を選任については、議長の指名により選任をいただくこととなっておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

議員各位の満場のご賛同を賜り、この会議案をご可決賜りますようお願い申し上げます。

以上をもって、会議案第1号の提案説明といたします。

○議長(小椋茂明議長) 提案理由の説明が終わりましたので、これより会議案第1号に対する質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) 以上をもって、会議案第1号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) 討論がありませんので、会議案第1号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) ご異議なしと認めます。

よって、会議案第1号は原案のとおり可決され、議会だより編集特別委員会を設置することに決定いたしました。

◎議会だより編集特別委員の選任について

○議長(小椋茂明議長) ただいま設置されました特別委員会の委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って特別委員会の委員を指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) ご異議なしと認めます。

よって、議長において特別委員会の委員を指名することに決定いたしました。

それでは、議会だより編集特別委員会の委員に2番、松岡聡美議員、4番、中村哲郎議員、5番、田邊静香議員、9番、西原正行議員の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしましたとおり、議会だより編集特別委員会委員に選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長が指名したとおり、議会だより編集特別委員会の委員に2番、松岡聡美議員、4番、中村哲郎議員、5番、田邊静香議員、9番、西原正行議員を選任することに決定いたしました。

◎議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長の選任について

○議長(小椋茂明議長) ただいま設置されました議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8号第3項の規定により、委員会において互選することとなっておりますが、議会運用例第113条の1の規定により、あらかじめ議会運営委員会において協議いたしました。

お諮りいたします。

この際、議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長の互選の方法は、議長の指

名によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) ご異議なしと認めます。

よって、議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

議会だより編集特別委員会の委員長に4番、中村哲郎議員を、副委員長に2番、松岡聡美議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました議会だより編集特別委員会の委員長に4番、中村哲郎議員を、副委員長に2番、松岡聡美議員を選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) ご異議なしと認めます。

よって、議会だより編集特別委員会の委員長に4番、中村哲郎議員を、副委員長に2番、松岡聡美議員を選任することに決定いたしました。

◎会議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小椋茂明議長) 追加日程第3、会議案第2号役場庁舎等整備調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

会議案の朗読を省略し、直ちに提案者である3番、斉藤明宏議員から提案理由の説明を求めます。

3番、斉藤明宏議員。

○3番(斉藤明宏議長) ただいま上程されました会議案第2号役場庁舎等整備調査特別委員会の設置についての提案説明を申し上げます。

本特別委員会の設置につきましては、議会運営委員会において協議し、議会運営委員全員一致を得て、私が提案者となり、ご提案申し上げますのでございます。

現在の役場庁舎については、昭和56年に竣工し40年以上が経過しており、設備等の老朽化が進み、また、耐震基準を満たしていないことから、町において大規模改修の計画が進められているところであります。

議会といたしましては、昨年3月に役場庁舎等整備調査特別委員会を設置し、構想、計画段階から積極的に関わり、財源を含め、あらゆる角度から調査研究し、議論を重ねてきているところであります。

このことから、引き続き特別委員会を設置する必要があると判断し、議長を除く議員全員をもって構成する特別委員会を設置しようとするものであります。

なお、特別委員会の設置に伴う委員長及び副委員長の選任については、議長の指名により選任をいただくこととなっております。

議員各位の満場の賛同を賜り、この会議案をご可決賜りますようお願い申し上げます。

以上をもって、会議案第2号の提案説明といたします。

○議長（小椋茂明議長） 提案理由の説明が終わりましたので、これより会議案第2号に対する質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 以上をもって、会議案第2号に対する質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） 討論がありませんので、会議案第2号に対する採決を行います。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ご異議なしと認めます。

よって、会議案第2号は原案のとおり可決され、役場庁舎等整備調査特別委員会を設置することに決定いたしました。

◎役場庁舎等整備調査特別委員会の委員長及び副委員長の選任について

○議長（小椋茂明議長） ただいま設置されました役場庁舎等整備調査特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8号第3項の規定により、委員会において互選することになっておりますが、議会運用例第113条の1の規定により、あらかじめ議会運営委員会において協議いたしました。

ここでお諮りします。

この際、役場庁舎等整備調査特別委員会の委員長及び副委員長の互選の方法は、議長の指名によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（小椋茂明議長） ご異議なしと認めます。

よって、役場庁舎等整備調査特別委員会の委員長及び副委員長は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

役場庁舎等整備調査特別委員会の委員長に7番、渡部信一議員を、副委員長に8番、馬場敏美議員を指名いたします。

お諮りいたします。

役場庁舎等整備調査特別委員会の委員長に7番、渡部信一議員を、副委員長に8番、馬場敏美議員を選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) 異議なしと認めます。

よって、役場庁舎等整備調査特別委員会の委員長に7番、渡部信一議員を、副委員長に8番、馬場敏美議員を選任することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長(小椋茂明議長) 追加日程第4、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申出がございます。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査は、これを承認することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(小椋茂明議長) 以上をもって、本臨時会の会議に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本臨時会はこれで閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小椋茂明議長) ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

今臨時会の議会運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

以上で、令和5年第2回上土幌町議会臨時会を閉会いたします。

(午後 4時45分)

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

臨時議長

議長

副議長

署名議員

署名議員